

京都市会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月20日

京都市会議長 寺田 一博

京都市会規則第1号

京都市会会議規則の一部を改正する規則

京都市会会議規則の一部を次のように改正する。

目次中	「第16章 協議又は調整を行うための場 (第127条) 第17章 議員の派遣 (第128条) 第18章 補則 (第129条)	を	「第16章 第17章
-----	--	---	---------------

議員の派遣 (第127条)
補則 (第128条) 」に改める。

第16章を削る。

第17章中第128条を第127条とし、同章を第16章とする。

第18章中第129条を第128条とし、同章を第17章とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(市会事務局調査課)